

# 官報

号外 平成三年二月十二日

## ○第百二十回 衆議院會議録 第十号

平成三年二月十二日(火曜日)

午後零時十二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

平成三年二月十二日  
正午 本會議

○本日の會議に付した案件

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣橋本龍太郎君。

〔内閣提出〕の趣旨説明

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、最近における財政状況及び社会経済情勢並びに累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、平成元年度の国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律に盛り込まれた措置のうち、平成二年度末に期限が到来するすべての暫定措置について、改めて一体的、総合的検討を行い、所要の立法措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。  
第一に、平成二年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等に関し、まず、公共事業に係る補助率等については、平成五年度までの暫定措置として、昭和六十一年度に適用されていた補助率等まで還元することとしております。また、義務教育費国庫負担金に係る経費のうち共済費追加費用に要する経費等に係る補助率等については、平成五年度までの暫定措置として、引き続き昭和六十一年度に適用された補助率等を適用することとしております。

なお、今回の補助率等の特例措置の対象となる地方公共団体に対しましては、その事務事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

第二に、地震再保険及び自賠責再保険に係る一般会計から特別会計への事務費の繰り入れについて、平成五年度までの暫定措置として、所要の特例を定めることとしております。

以上、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。次第であります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。細谷治通君。

〔細谷治通君登壇〕  
○細谷治通君 私、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対して、本件が国と地方のかかわりの基本を問う重要な要素を含ん

でいると考えますので、以下、幾つかの問題点を指摘し、政府の率直な見解を求めたいと思っております。そして、本件の円滑な成立が図られますよう本院における徹底審議と、特に政府の誠意ある対応を要望するものであります。(拍手)

現在、国民の最重要関心事は、申すまでもなく中東湾岸戦争の行方であり、国民生活はもとより、経済財政に重要な影響を及ぼす国政上の最重要問題で、連日予算委員会でも集中的に取り上げられており、この際、私としても一言この問題に触れざるを得ないのであります。

第一に、追加支援九十億ドルの使途と積算根拠であり、さらに追加があるのかないのかの問題です。

先般、我が党の土井委員長の本會議における質問、さらに予算委員会での質疑の中でも、総理は言を左右にして積算根拠を示さぬばかりか、戦争が長期化した場合、再追加支援の要請があればどうするかについても答えようとしないのであります。財政民主主義の立場に立てば、国民の承認なしには一円たりとも新たな税の徴収は許されないのであります。まして、一兆円を超える増税を新たに打ち出すのであれば、総合判断などというごんぶり勘定ではなく、その使途、積算について国民の前に具体的に明らかにしなければなりません。(拍手)

信なくば立たずとは、総理、あなたが師と仰ぐ三木元総理の座右の銘であります。アメリカの信頼も大事です。しかし、それ以上に国民の信頼こそ民主政治の根幹ではありませんか。今回の一連

の海岸危機に対する海部内閣の対応に国民の多くは深い憂慮の念を抱いているのであります。

第二は、避難民移送のための自衛隊機派遣であります。

アンマンーカイロ間の輸送については、民間レベルで例えばヨルダン航空機の利用や陸海の一貫輸送等多様な手段が検討され、既に一部実施されています。ところが、政府は、初めに自衛隊ありきで、他の輸送手段の提供については、検討はおりか一切耳をかそうとしないかたくな態度を固持しています。一度国民に拒否された自衛隊の海外派遣を、戦争という異常事態に乗じて、まさに泥縄式に、火事場泥棒的に強引に既成事実化しようとする意図は明々白々と申さなければなりません。(拍手)しかも、一片の政令で法を犯し、憲法解釈まで変更しようとするのは、法治国家の士台を突き崩すものであり、断じて許せない暴挙と言わざるを得ません。

輸言汗のごとと云います。総理みずから法改正が筋と記者団に発言されたのではないですか。総理の言葉は重い。幾ら訂正、釈明しても、流れた汗のごとくもとには戻らないことを知るべきであります。

以上の二点について、この際、国民の前に明確に所信を表明していただきたいのであります。(拍手)

さて、本件と密接に関連する財政運営全般について、総理及び大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

近年、景気の持続による好調な税収に支えられ、財政再建の目標であった赤字公債依存体質からの脱却は平成二年度で実現し、本年度は、新

に中期財政運営の努力目標として国債依存度五%以下の目標を設定し、その初年度であります。ところが、景気のリセッションもあり、財政を取り巻く環境は税収確保面で厳しいものがあり、また、湾岸戦争の影響も加わり、一層不透明性を増していると考えられます。景気の先行きいかんでは歳入欠陥すら予想されるのではないのでしょうか。この場合でも赤字公債の発行はあり得ないと断言できるのか、今後の財政運営の展望についてお答えをいただきたいと思ひます。

また、政府は、多国籍軍支援の九十億ドルの財源として、特例公債の発行と、その裏づけとしての増税を決定したと言ひますが、もし増税に国民の理解が得られなかった場合はどうなるのか。財政再建目標は、初年度にして崩れることになるのであります。その場合の財政運営上の責任はどうとられるつもりなのか、御存念を承っておきたいと思ひます。

さて、本件の公共事業等の国庫補助負担率問題であります。昭和六十年度の予算編成に際し、赤字公債依存体質脱却の財政再建目標を掲げ、その一環として、地方に対して国庫補助負担率の引き下げを、あくまで暫定措置として行うことにしたものであります。その後、数次にわたって補助負担率の引き下げを強行しつつ、暫定措置の延長を図り、今日に至つたのであります。

さて、平成二年度において、国はなお多額の累積債務を抱えているといへ、赤字公債発行ゼロの当初の財政再建目標を達成することができませんでした。かかる上は、暫定措置を直ちに解消し、本則レベルまでの復元を図ることは当然のことと申さなければなりません。(拍手)ところが、今回は、

現状より前進が見られるとはいふものの、昭和六十一年度レベルまでの復元にとどめ、本問題の全面解決を先送りしているのはまことに遺憾であります。関係閣僚間の覚書、関係省庁申し合わせの三年間の暫定期間の終了を待たず、可及的速やかに本則の補助負担率に復元されんことを強く求めるものであります。

補助負担率のカットによる地方の財源不足に対しては、交付税及び臨時財政特例債で補てんされているので問題はないという主張であります。特に特例債の発行は、将来の交付税原資の使途を制約するもので、まさにツケ回しによる地方財政の圧迫要因であり、国の一方的な地方財政への負担転嫁であることは紛れもない事実と言わなければなりません。

ところで、政府は、本年度から公共投資基本計画を策定して、向こう十一年で四百三十兆円の公共投資を行うこととしております。その中心は、二十一世紀に向けて生活の質向上を図るため、生活関連インフラを重点整備しようとするものであります。

公共投資の現実を見ますと、生活基盤投資については、経費負担の面でも事業主体の面でも、当然のことながら地方の役割が圧倒的に高いのであります。したがって、今後、生活関連投資を拡大するに当たっては、地方の役割をさらに重視し、特に地方の単独事業の枠の拡大がそのポイントになることは間違ひありません。住民に身近な行政は住民の身近なところで処理できるようにする、個性豊かな町づくり、地域づくりを推進するためにも、補助事業の地方単独事業への移行など、裏づけとなる適切な財源対策に留意しつつ、思い

切った地方分権を図る必要があります。

臨調あるいは行革審は、過去数次にわたりその答申や報告で、一極集中を是正し、多極分散型社会の形成のためには、中央地方の役割分担を見直し、補助事業の廃止縮小、地方単独事業への移行等、地方の自主性強化を提言してはいますが、その達成はどうかというのであります。補助金等の整理統合の実績は、若干の前進が見られるものの、抜本的な見直し努力が行われたとは到底申し上げられる状況ではないのであります。だとすれば、地方の自主性を高め、限られた財政資金の効率的使用を図る見地から、事業採択基準の引き上げ、審査、手続の簡素化、補助率の総合的見直しなどの諸施策についても早急に抜本的措置を講ずべきだと考えますが、大蔵、自治両大臣の決意のほどをお聞きしたいと存じます。(拍手)

地方財政は、近年、交付税、地方税の伸びに支えられ、マクロとしてはかなり改善がなされてきました。逆に見れば、自治体間の財政力格差はますます拡大し、このアンバランスは看過できない状況にまで達しているのであります。国・地方間の財源調整はもとより、自治体間での財源調整による格差是正を行うことが急務であると考へます。

法人事業税の分割基準の見直し、国庫支出金の配分調整、地方譲与税の配分見直しなど、財政取入面での調整ルールの導入が必要であります。同時に、財政需要額積算の根拠となつてはいる人口基準、級地の見直し、過疎地に配慮した新たな基準の設定が必要であると考へます。団体間財源調整の仕組みについてどう考へておられるか、自治大臣にお尋ねしたいと思います。最後に、重ねて私は、中央地方の機能を時代の

ニーズに即して今日に見直し、思い切った地方への権限委譲が緊急の課題であることを訴えて、質疑を締めくくりたいと思います。

そもそも補助金行政は中央支配の構造そのものであり、補助金、負担金の配分、介入のプロセスで利権構造を生み、利益誘導政治を招く温床となつていて考えるのであります。したがって、本件の補助負担率は正の問題もさることながら、今や補助業務の廃止縮小など、より根源的見直しこそ今日の喫緊の課題であることを指摘して、私の質疑を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕  
○内閣総理大臣(海部俊樹君) 細谷議員にお答えをいたします。

イラクのクウェート侵略と併合は平和の破壊であると認定を受け、安保理決議六百七十八において、この平和を回復するためのやむを得ざる国際的な武力の行使であります。これに関して、決議によって適切な支援を求められております。

我が国は、御承知のように力でお役に立つことはできませんから、多国籍軍に参加はできません。できる限りの支援を行うために、この平和回復基金の一部を拠出することを決めておるのであります。

根拠と言われますが、アメリカの大統領の予算教書自体も、具体的根拠はないということ、を言い、三百億ドルの仮置きをして決めておるといふように、この海岸における武力行使の先行きは極めて不透明なものと言わなければなりません。

そこで私は、今日我が国が置かれている国際的な立場、世界のGNPの約一五%を占め、世界貿易

易の一割近くとなり、黒字は平成元年度でも六百四十三億ドル、また原油輸入の七割以上を中東に依存して、もしあの地域の平和が乱れることによつて、それが永続することによつて、さらに十ドル上れば日本は百六十四億ドルも多額の支出が要するといふ、国際的に大きな影響を持つ国になつておる我が国の立場としてふさわしい額をこの際拠出すべきである、このような判断で支援額を決めたわけでありまして、政府としては、武力行使が一日も早く終結することを強く望んでおり、いずれにしろ、これ以上のことは現在のところ考えてはおりません。

また、避難民の移送につきましては、国連より委託を受けたIOMが決めるのですが、議員はただいまここで、他の輸送手段の提供について検討はおるか耳をかそうとしないかたくな態度を固持して、泥縄とも火事場泥棒ともおっしゃいましたけれども、いろいろな輸送手段には耳を傾けて、具体要請の最初は、民間航空の協力を得て、日本がベトナム輸送を四機、日航と全日空の協力を得て行つておるといふことも事実でありますから、あわせて御理解、御承知おきをいただかなければならないと思ひます。

また、憲法解釈までしてと言われますが、憲法によつて禁止されているのは、武力による威嚇もしくは武力の行使を目的とする武装部隊の海外への派遣でありまして、これを海外派兵と言つて認めないことは、長い間の国会の議論の中で私も明確に申し上げておるところであります。今般の避難民の輸送は、人道的な、全く非軍事的な問題であり、また、国際機関から要請のあるもので、さきにも申し上げたように、民間機が活用

されないような状況において、人道的な見地から緊急輸送を要する場合に、自衛隊法第百条の五の規定に基づき、その授權の範囲内で新たに必要な政令を制定した上で行い得るようにした措置でありまして、私は、最初から一貫してこのように申し上げておることを、ここでもう一回申し上げておきたいと思ひます。

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕  
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 細谷議員にお答えを申し上げます。

平成三年度予算は、ここ数年来のような大幅な増収増支がなかなか期待しがたい中、中期的財政運営の新しい努力目標の初年度の予算として、公債依存度の引き下げを図りますために、真に必要な財政需要に適切に対応しながら、歳出の徹底した削減合理化や税外収入の確保など、歳入歳出両面にわたる見直しを行うことなどによりまして、公債発行額を可能な限り削減することとし、編成を行いました。

一方、湾岸情勢の動向については不透明なものがありまして、我が国経済への影響について一概には申せませんが、我が国経済が過去二回の石油危機のときと比べて石油への依存度が大きく低下を遂げていること、我が国経済が現在百四十二日分の石油備蓄を有しておりますことなどを踏まえ、今回の事態が我が国経済に与える影響は、過去の石油危機のときと比べて小さなものにとどまる条件にあると考えております。また、今後の我が国経済については、原油価格の推移など不透明な要素はありますが、個

人消費や設備投資が堅調に推移するものと見込まれておりますことから、引き続き内需を中心とした自律的な拡大を続けるものと見込まれております。今後、急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大に財政が弾力的に対応してまいりますためには、後世代に多大の負担を残さず、再び特例公債を発行しないことを基本とし、公債依存度の引き下げなどにより公債残高が累増しないような財政体質を一日も早くつくり上げていくことにより、引き続き行財政改革に全力を傾けるなどの適切な財政運営に努めてまいります。

また、今般の追加支援の財源措置につきましては、従来の特例公債は発行しないという基本的な考え方のもとに、新たに臨時的な税制上の措置を講ずることを基本とし、その税収が入りますまでの間は、つなぎのための臨時的な国債を発行することとしております。

この考え方に従い、臨時的な税制上の措置となき国債の発行のための措置を一体のものとして、一括法案で措置したいと考えておるところであります。両者を切り離すという御意見につきましては、つなぎのための臨時的な短期国債について全く償還財源の裏打ちがないまま発行することになり、そのような国債を発行することは、後世代に負担を残す従来の特例公債を再び発行することにはかたがた思ひますので、到底とり得ないものと考えております。

また、仮にこのような事態になりますと、平成二年度予算で十五年ぶりに特例公債への依存から脱却を果たしたこれまでの財政再建努力を無にす

るばかりではありません。今後の財政の運営の基  
本方針であります。後時代に多大な負担を残さ  
ず、再び特例公債を発行しないことを基本とし、  
公債残高が累増しないような財政体質をつくり上  
げていくという基本的な考え方に逆行するもの  
でありまして、到底とり得ないものでございま  
す。

また、我が国財政を考えますとき、三年度末の  
公債残高は百六十八兆円程度にも達する見込みで  
ありまして、国債費が歳出予算の二割を超えて他  
の政策経費を圧迫するなど、依然として極めて厳  
しい状況が続いております。加えて、多額の建設  
公債に依存する現在の財政構造は、一たび景気の  
落ち込みなどによりまして税収減が生じた場合に  
は、再び特例公債の発行に陥らざるを得ないとい  
う脆弱性を有しております。

今回、公共事業に係る補助率などの平成三年度  
以降の取り扱いにつきましては、関係省庁間にお  
いて総合的に検討を加えました結果、このように  
依然として極めて厳しい財政状況、事業費確保の  
強い御要請等を踏まえながら、過去の経緯など諸  
事情を総合的に勘案いたしました上で、財政当局  
としては、厳しいものではありますけれども六十  
一年度に適用されました補助率などまで復元する  
ことといたしました。

公共事業などの補助率などの将来の取り扱いに  
つきましては、関係省庁間における検討の結果と  
して、行革審答申などを踏まえながら、体系化、  
簡素化などの観点から関係省庁間で総合的な検討  
を進め、平成五年度末までの暫定期間に結論を  
得ますように最大限努力をし、その上で経済財政  
事情、各公共施設の整備状況などを踏まえなが

ら、可能なものから逐次実施に移すものとされて  
おりまして、財政当局としても、補助率などの体  
系化、簡素化に向けて鋭意努力してまいりたいと  
考えております。

今回の補助率などの暫定措置に当たりまして  
は、例えば投資的経費に係りますものについて  
は、臨時財政特例債の発行を認め、従来の元利償  
還時にその経費を交付税の基準財政需要に算入す  
ることとしておりますが、この交付税措置に当た  
りましては、その所要額の一定割合を一般会計か  
ら交付税特別会計に繰り入れることといたしてお  
りまして、将来の地方財政を圧迫する要因とはな  
らないものと考えております。

いずれにせよ、地方財政につきましましては、各年  
度の地方財政計画の策定に当たり、適切な歳入歳  
出の見積もりを行った上で必要に応じ地方財政対  
策を講ずることとなりますので、臨時財政特例債  
の発行に伴う元利償還費の増により、将来、地方  
財政の運営に支障が生ずるようなことはないかと考  
えております。

最後に、補助金などは、もとより、一定の行政  
水準の維持、特定の施策の奨励などのための政策  
手段として、政策遂行の上で重要な機能を果たす  
ものであります。しかし、他方、ややもすると地  
方行政の自主性を損なったり財政資金の効率的使  
用を阻害する要因になるなどの問題点がありまし  
て、従来から、臨調、行革審答申などを踏まえ、  
不断の見直しに努めてまいりました。

を推進し、補助金等の総額を厳しく抑制しておる  
ところであります。今の御指摘をも踏まえなが  
ら、今後とも補助金などの一層の整理合理化の推  
進に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣吹田悞君登壇〕

○国務大臣(吹田悞君) お答えをいたします。  
地方団体間の財源調整についてのお尋ねであり  
ます。

地方団体の財源調整につきましては、従来から  
地方交付税制度を通じて財政力の格差の均て  
ん化に努めてきたところでありますが、これまで  
も人口急減補正、過疎債の元利償還金あるいは地  
域づくり推進事業費の算入など、財政力の弱い地  
方団体に対しまして地方交付税を傾斜配分してい  
るところであります。今後とも、地方交付税制度  
を基本として財源調整を進め、財政力の弱い地方  
団体の財政運営に支障を生じないように適切に対  
処してまいり所存であります。

二つ目には、地方税及び地方譲与税について  
は、地方税源の地域的偏在の是正に資するため、  
今後財源帰属の適正化などの観点から、法人事業  
税の分割基準や地方譲与税の配分基準の見直しな  
どを検討していくこととしておりますが、このこ  
とは、結果として財政力格差の是正にも資するも  
のと考えております。

次に、さらに国庫支出金については、いわゆる  
地域財政特例制度等により、財政力に応じた配分  
調整が行われておりますが、今後ともこれらの制  
度を活用するとともに、国庫支出金の重点配分等  
により国土の均衡ある発展が図られる必要がある  
と考えております。

最後になりましたが、特に地方の時代につきま  
しては、名実ともにこれが促進できますように、  
これからも大いに頑張っていくつもりでありま  
す。

以上であります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いた  
しました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いた  
します。  
午後零時四十二分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 海部 俊樹君
- 大蔵大臣 橋本龍太郎君
- 自治大臣 吹田 悞君

出席政府委員

- 大蔵省主計局次 小村 武君

○朗読を省略した議長長の報告

(選出通知)

一、去る七日、本院は、検察官適格審査会委員を  
次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

- 船田 元君

なお、予備委員笹川勇君は船田元君の予備委員  
とした旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、去る七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。  
地方行政委員会

理事 谷村 啓介君(理事元信君去る十二月十八日委員辞任につきその補欠)

理事 井奥 貞雄君(理事西田司君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 小坂 憲次君(理事谷洋一君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 増田 敏男君(理事野中広務君去る一月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 福永 信彦君(理事今井勇君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 龜井 静香君(理事石橋一弥君去る七日理事辞任につきその補欠)

理事 佐田玄二郎君(理事嶋山由紀夫君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 渡海紀三朗君(理事塩川正十郎君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 光武 顯君(理事新井將敏君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 村井 仁君(理事熊谷弘君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 山本 有二君(理事伊藤宗一郎君去る

一月二十二日委員辞任につきその補欠)

一、去る八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。  
法務委員会

理事 田辺 広雄君(理事大塚雄司君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 山口 俊一君(理事自見庄三郎君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 石川 要三君(理事逢沢一郎君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 堀崎 潤君(理事太田誠一君去る八日理事辞任につきその補欠)

理事 星野 行男君(理事熊谷弘君去る八日理事辞任につきその補欠)

理事 北川 正恭君(理事町村信孝君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 渡瀬 憲明君(理事白井日出男君去る一月十八日委員長就任につきその補欠)

理事 真鍋 光広君(理事麻生太郎君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 沢藤礼次郎君(理事中西續介君去る八日理事辞任につきその補欠)

理事 三野 優美君(理事小野信一君去る十

二月十八日委員辞任につきその補欠)

理事 渡海紀三朗君(理事桜井新君去る一月十八日委員長就任につきその補欠)

理事 後藤 茂君(理事新村勝雄君去る十二月十八日委員辞任につきその補欠)

理事 今井 勇君(理事近藤元次君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 萩山 教蔵君(理事中尾栄一君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 北川 石松君(理事志賀節君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 和田 一仁君 補欠 中野 寛成君

文教委員

辞任 逢沢 一郎君 補欠 加藤 紘一君

新井 將敏君 志賀 節君

岩屋 毅君 浜田 幸一君

小坂 憲次君 越智 伊平君

真鍋 光広君 小此木三郎君

小此木三郎君 真鍋 光広君

越智 伊平君 小坂 憲次君

加藤 紘一君 逢沢 一郎君  
志賀 節君 新井 將敏君  
浜田 幸一君 岩屋 毅君

農林水産委員

辞任 堀込 征雄君 補欠 串原 義直君

串原 義直君 堀込 征雄君

科学技術委員

辞任 森井 忠良君 補欠 山内 弘君

山内 弘君 森井 忠良君

環境委員

辞任 寺前 巖君 補欠 不破 哲三君

予算委員

辞任 粟屋 敏信君 補欠 金子徳之介君

内海 英男君 井奥 貞雄君

加藤 紘一君 金子 一義君

志賀 節君 穂積 良行君

浜田 幸一君 狩野 勝君

辻 第一君 小沢 和秋君

小此木三郎君 萩山 教蔵君

越智 伊平君 小坂 憲次君

日笠 勝之君 二見 伸明君

小沢 和秋君 山原健二郎君

串原 義直君 堀込 征雄君

中野 寛成君 神田 厚君

堀込 征雄君 串原 義直君

二見 伸明君 日笠 勝之君

神田 厚君 中野 寛成君

井奥 貞雄君 内海 英男君

狩野 勝君 浜田 幸一君  
金子 一義君 加藤 紘一君  
金子徳之介君 栗屋 敏信君  
小坂 憲次君 越智 伊平君  
萩山 教蔵君 小此木彦三郎君  
穂積 良行君 志賀 節君

決算委員  
不破 哲三君 補欠 寺前 巖君

議院運営委員  
岡田 克也君 補欠 増田 敏男君  
増田 敏男君 岡田 克也君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
法務委員

大内 啓伍君 補欠 高木 義明君  
高木 義明君 大内 啓伍君

外務委員  
和田 一仁君 補欠 川端 達夫君  
川端 達夫君 和田 一仁君

文教委員  
増田 敏男君 補欠 金子徳之介君  
市川 雄一君 平田 米男君  
金子徳之介君 増田 敏男君  
平田 米男君 市川 雄一君

社会労働委員  
岩田 順介君 補欠 松本 龍君  
松本 龍君 岩田 順介君

商工委員

村田 吉隆君 補欠 中谷 元君  
小澤 克介君 関山 信之君  
加藤 繁秋君 五十嵐広三君  
川端 達夫君 伊藤 英成君  
五十嵐広三君 加藤 繁秋君  
関山 信之君 小澤 克介君  
伊藤 英成君 川端 達夫君

運輸委員  
魚住 汎英君 補欠 加藤 紘一君  
川崎 二郎君 村田 吉隆君  
藤井 裕久君 後藤田正晴君  
古屋 圭司君 小此木彦三郎君  
草川 昭三君 市川 雄一君  
高木 義明君 大内 啓伍君  
小此木彦三郎君 古屋 圭司君  
加藤 紘一君 魚住 汎英君  
後藤田正晴君 藤井 裕久君  
市川 雄一君 草川 昭三君  
大内 啓伍君 高木 義明君

通信委員

佐田玄一郎君 補欠 長谷川 峻君  
長勢 甚遠君 水野 清君  
真鍋 光広君 加藤 六月君  
武藤 嘉文君 浜田 幸一君  
森 英介君 村田敬次郎君  
中井 治君 中野 寛成君  
加藤 六月君 真鍋 光広君  
長谷川 峻君 佐田玄一郎君

建設委員  
浜田 幸一君 武藤 嘉文君  
水野 清君 長勢 甚遠君  
村田敬次郎君 森 英介君  
中野 寛成君 中井 治君

予算委員  
加藤 紘一君 補欠 村田 吉隆君  
浜田 幸一君 狩野 勝君  
村田敬次郎君 古屋 圭司君  
五十嵐広三君 加藤 繁秋君  
山原健二郎君 児玉 健次君  
小此木彦三郎君 後藤田正晴君  
後藤田正晴君 武部 勤君  
児玉 健次君 三浦 久君  
中野 寛成君 高木 義明君  
高木 義明君 中野 寛成君  
狩野 勝君 浜田 幸一君  
武部 勤君 後藤田正晴君  
古屋 圭司君 村田敬次郎君  
穂積 良行君 小此木彦三郎君  
加藤 紘一君 五十嵐広三君

決算委員

加藤 六月君 補欠 町村 信孝君  
長谷川 峻君 塩谷 立君  
水野 清君 浅野 勝人君  
関山 信之君 吉田 正雄君

長谷百合子君 新盛 辰雄君  
東 祥三君 平田 米男君  
浅野 勝人君 水野 清君  
塩谷 立君 長谷川 峻君  
町村 信孝君 加藤 六月君  
新盛 辰雄君 長谷百合子君  
吉田 正雄君 関山 信之君  
平田 米男君 東 祥三君

議院運営委員  
平田 米男君 補欠 東 祥三君  
東 祥三君 平田 米男君

理事 山下 八洲夫君(理事沢藤孔次郎君去る十二月十八日委員辞任につきその補欠)  
理事 加藤 卓二君(理事江口一雄君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)  
理事 久野統一郎君(理事今枝敬雄君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 上野 建一君(理事関山信之君去る七日理事辞任につきその補欠)  
一、去る八日、安全保障特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。  
理事 上田 哲君(理事上田卓三君去る十二月十八日委員辞任につきその補欠)

理事 上田 哲君(理事上田卓三君去る十二月十八日委員辞任につきその補欠)

理事 元信 堯君(理事和田静夫君去る十日十八日委員辞任につきその補欠)

理事 増子 輝彦君(理事鈴木宗男君去る十日二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 瓦 力君(理事丹羽雄哉君去る八日理事辞任につきその補欠)

(公聴会開会承認)  
一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

平成三年度一般会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題

平成三年度総予算について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

平成三年二月八日

予算委員長 渡部 恒三

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(議案提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農住組合法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案

地価税法案

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する

法律の一部を改正する法律案

る法律の一部を改正する法律案  
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

以上二件 法務委員会 付託

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

農住組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

石炭対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(調査要求承認)

一、科学技術委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する

事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

七、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成三年二月七日

科学技術委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

る事項  
三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成三年二月七日

科学技術委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成三年二月八日

建設委員長 桜井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

三、調査の方法

三、調査の方法  
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成三年二月八日

建設委員長 桜井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成三年二月八日

建設委員長 桜井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成三年二月八日

建設委員長 桜井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成三年二月八日

建設委員長 桜井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
電話	03 (3587) 4302
定価	本号一部 一・一三円
税	三円七角五分